

日立市店舗・オフィス開設支援事業補助金 Q&A

よくある質問	回答
Q1. クレジットカードで支払った経費は補助対象になりますか。	補助対象となります。ただし、支払日についてはクレジットカードの利用日ではなく、「口座からの引落日」を基準とします。引落日が補助対象期間内であることが必要となりますので、ご注意ください。
Q2. 備品とはどのようなものを指しますか。	備品とは、開設する店舗等において継続的に使用する備え付けの物品を指します。なお、補助対象となるのは1個当たりの購入価格(税込)が1万円以上のものです。
Q3. 補助対象となる経費の対象期間はいつからいつまでですか。	補助対象となる経費は、店舗等の開設日から起算して6か月前から、開設後1か月までに支払いが完了したものです。 なお、対象期間の算定に当たっては、月の日数(28日、29日、30日又は31日)による日数計算は行わず、開設日の6か月前及び1か月後に当たる月の同日を基準とします。 ただし、基準となる月に同日が存在しない場合は、次のとおり取り扱います。 6か月前の月に同日が存在しない場合 → 当該月の翌月1日を基準日とします。 ・1か月後の月に同日が存在しない場合 → 当該月の末日を基準日とします。 【例：開設日が令和8年8月31日の場合】 ・6か月前：令和8年2月31日は存在しないため、令和8年3月1日 ・1か月後：令和8年9月31日は存在しないため、令和8年9月30日
Q4. 改装工事を市外の事業者に依頼した場合も補助対象になりますか。	改装工事については、日立市内の事業者が施工する工事に限り補助対象となります。市外事業者が施工した工事は補助対象外となりますので、契約前に施工事業者の所在地をご確認ください。